○建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程

昭和52年10月20日告示第445号

（趣旨）

第１条　この告示は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第120条、第133条及び第134条の規定に基づき県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者の資格、競争入札の業者選定基準その他必要な事項について定めるものとする。

（競争入札の参加資格者）

第２条　知事は、次の各号のいずれにも該当する建設業者を入札参加資格者とする。

（１）　法第３条第１項の規定による許可を受けた建設業者であること。

（２）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者の場合、その事実があった後２年を限度として知事が定める期間を経過したものであること。

（３）　法第27条の23第１項に規定する経営規模その他経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、適当と認められた者で、法第27条の29第１項に規定する総合評定値の請求を行っている建設業者であること。

（４）　沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（５）　その他経営状況等について、知事が別に定める基準に適合した建設業者であること。

（資格審査の実施）

第２条の２　建設工事入札参加資格審査は、２年に１回行う定期の資格審査と知事が必要と認めるときに行う追加の資格審査に区分して実施する。

（参加資格審査の申請）

第３条　県の発注する工事の入札に参加しようとする建設業者は、建設工事入札参加資格審査申請書（第１号様式）に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（申請書の受付）

第４条　定期の資格審査に係る建設工事入札参加資格審査申請書の受付は、当該審査を実施する年度の５月１日から２月末日までの間において知事の定める期間に行うものとする。

２　追加の資格審査に係る建設工事入札資格審査申請書の受付は、知事の定める期間に行うものと

する。

（登録及び等級格付等）

第５条　知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、第２条各号のいずれにも該当すると認められる者（以下「有資格者」という。）については、建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

２　名簿は、沖縄県内に主たる営業所を有する者で、土木一式工事に登録されるもの及び建築一式工事に登録されるものにあっては５等級に、電気工事に登録されるもの及び管工事に登録されるものにあっては３等級に、ほ装工事に登録されるものにあっては２等級に格付をし、その他については、等級の区分は行わないものとする。ただし、等級の区分を必要とするときは、３等級に格付をすることができる。

３　前項の格付は、知事が別に定める基準により審査するものとする。

４　名簿は、土木建築部技術・建設業課に保管し、別にその副本を県の発注事務を取り扱う関係部局（以下「関係部局」という。）に備え付けるものとする。

５　名簿の有効期間は、登録の日から次期の定期の資格審査に基づく登録の日の前日までとする。

（合格の通知）

第６条　前条の規定による有資格者に対しては、入札参加適格合格通知書（第２号様式）を交付するものとする。

（変更等の届出）

第７条　建設工事入札参加資格審査の申請者又は有資格者は、法第11条第１項又は法第12条各号のいずれかに該当することになったときは、速やかに入札参加資格審査申請後変更届出書（第３号様式）を知事に届け出なければならない。

（地位の承継）

第８条　有資格者の死亡、営業の譲渡、組織変更等により、営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者は、建設工事入札参加資格承継書（第４号様式）を提出し、知事の承認を受けて有資格者の地位を承継することができる。

（資格の取消し等）

第９条　建設工事入札参加資格審査の申請者又は有資格者（有資格者の地位を承継した者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、登録をせず、又は既になされた登録を取り消すことができる。

（１）　第３条の規定による建設工事入札参加資格審査申請書の記載事項及びその添付書類に虚偽

その他不正な事項があったとき。

（2） 法第３条第３項の規定に基づく許可の更新を受けなかったとき。ただし、更新時期を経過して30日以内に許可申請を行い、許可を受けた者については、この限りでない。

（3） 第２条各号の要件を満たさなくなったとき。

２ 有資格者が、等級格付の要件を満たさなくなったときは、等級格付を変更することができる。

（建設業者格付審査会）

第10条 第５条に規定する等級の格付を行うため、建設業者格付審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の組織）

第11条 審査会は、会長及び審査員で組織する。

２ 会長は、土木建築部長をもって充てる。

３ 審査員は、別表第１の職にある者をもって充てる。

（会長の権限）

第12条 会長は、会務を総理する。

２ 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、土木建築部土木企画統括監がその職務を代行する。

（審査会の会議）

第13条 審査会は、会長が２年に１回招集する。ただし、必要があるときは、臨時に招集することができる。

２ 審査会の会議は、審査員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３ 審査会の議事は、出席審査員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４ 審査会の会議は、公開しない。

（庶務）

第14条 審査会の庶務は、土木建築部技術・建設業課で処理する。

（業者の選定及び発注区分）

第15条 業者の選定は、第５条に規定する有資格者のうちから行うものとする。

２ 県発注の建設工事に対する業種別の等級格付及びその発注対象工事１件の金額は、別表第２のとおりとする。

３ 業者を選定するときは、当該工事の制限金額に対応する等級に属するものから行うものとする。ただし、事情により当該等級を基準として１級直近上位及び下位の等級該当者から選定すること

ができる。この場合において、指名業者数の３分の２を超えて直近上位及び下位の等級該当者を選定できないものとする。

４　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、有資格者のうちから適当と認める者を選定することができる。

（１）　特殊な工事で当該工事に係る業種に等級該当者が少ないとき。

（２）　再度入札に付しても入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合において更に入札に付そうとするとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合として関係部局長が別に定めるものに該当するとき。

（選定上の留意事項）

第16条　前条の規定により業者を選定する場合は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

（１）　経営及び信用の状況

（２）　当該工事施工についての技術的適性

（３）　当該工事に対する地理的条件

（４）　手持工事の状況

（５）　保有機械の状況

（６）　その他当該工事についての適否

（指名審査会の設置）

第17条　関係部局に指名審査会を設置することができる。指名審査会は、建設工事の発注に際して適切な業者の選定を行うことを目的とし、指名審査会に必要な規程及び指名基準については、それぞれ関係部局長が定めるものとする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行の際、現になされている等級格付及び登録は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

３　第15条第３項後段の規定は、沖縄本島を除く離島地域で施工する建設工事に係る業者の選定については、当分の間、適用しないものとする。

附　則（昭和53年７月17日告示第324号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する

規程第12条第１項及び別表第２の規定は、昭和53年４月１日から適用する。

附　則（昭和53年７月27日告示第333号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（昭和54年10月22日告示第446号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（昭和58年１月27日告示第45号）

この告示は、昭和58年１月27日から施行する。

附　則（昭和58年７月21日告示第426号）

この告示は、昭和58年７月21日から施行する。

附　則（昭和60年７月２日告示第538号）

この告示は、昭和60年７月２日から施行する。

附　則（昭和63年10月４日告示第717号）

この告示は、昭和63年10月４日から施行する。

附　則（平成３年５月14日告示第449号）

この告示は、平成３年５月14日から施行する。

附　則（平成３年10月11日告示第752号）

この告示は、平成３年10月11日から施行する。

附　則（平成５年５月14日告示第440号）

この告示は、平成５年５月14日から施行する。

附　則（平成９年７月18日告示第556号）

この告示は、平成９年７月18日から施行する。

附　則（平成12年12月12日告示第873号）

この告示は、平成12年12月12日から施行する。

附　則（平成13年３月30日告示第241号）

この告示は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月26日告示第261号）

この告示は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年８月13日告示第599号）

この告示は、平成16年８月13日から施行する。

附　則（平成17年３月31日告示第280号）

この告示は、平成17年３月31日から施行する。ただし、第12条第２項の改正規定及び別表第１の改正規定は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年12月２日告示第805号）

この告示は、平成17年12月２日から施行する。

附　則（平成18年３月７日告示第150号）

この告示は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月16日告示第178号）

この告示は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月22日告示第177号）

この告示は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月30日告示第225号）

この告示は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月31日告示第200号）

この告示は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月31日告示第220号）

この告示は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年５月20日告示第277号）

この告示は、平成28年５月20日から施行する。

附　則（平成29年３月31日告示第233号）

この告示は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月29日告示第159号）

この告示は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日告示第200号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日告示第201号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月26日告示第204号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月17日告示第72号）

この告示は、令和５年２月17日から施行する。

附　則（令和８年３月31日告示第158号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第11条関係）

土木企画統括監

土木整備統括監

建築都市統括監

土木総務課長

技術・建設業課長

建設業指導契約監

用地課長

道路街路課長

道路管理課長

河川課長

海岸防災課長

港湾課長

空港課長

都市計画・モノレール課長

都市公園課長

首里城復興課長

下水道課長

建築指導課長

住宅課長

施設建築課長

沖縄県北部土木事務所長

沖縄県中部土木事務所長

沖縄県南部土木事務所長

沖縄県宮古土木事務所長

沖縄県八重山土木事務所長

沖縄県下地島空港管理事務所長

沖縄県下水道事務所長

別表第２（第15条関係）

発注の標準となる請負工事金額

業種別 金額 等級	土木一式工事及び建築一式工事 請負工事金額	電気工事、管工事その他 請負工事金額	舗装工事 請負工事金額
特Ａ級	１億８千万円以上		
Ａ級	６千万円以上１億８千万円未満	２千万円以上	２千万円以上
Ｂ級	３千万円以上６千万円未満	１千万円以上２千万円未満	２千万円未満
Ｃ級	１千５百万円以上３千万円未満	１千万円未満	
Ｄ級	１千５百万円未満		

第１号様式（第３条関係）

建設工事入札参加資格審査申請書

年　月　日

沖縄県知事　　殿

受付印

所在地
申請者　商号名称
代表者名

今般、沖縄県にて行われる建設工事に係る競争入札に参加したいので、必要書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

☆申請事務担当者指名記入欄【行政書士含む。】

部署名等		担当者氏名		電話番号	

第２号様式（第６条関係）

入 札 参 加 適 格 合 格 通 知 書

年　　月　　日

〒　　－

住　　所

商号名称

代表者名　　殿

大臣
知事　　許可（般／特）第　　号

下記について沖縄県の発注する建設工事入札参加適格審査に合格したので、通知する。

記

審査業種及び等級（総合数値）　　業種

なお、有効期間は　　年　　月　　日から次期の定期の資格審査に基づく登録の日の前日までとする。

沖縄県知事

備考　沖縄県電子入札システムの利用時に必要となる利用登録番号等

商号又は名称（全角）	
登録番号	
ユーザID	

第３号様式（第７条関係）

入札参加資格審査申請後変更届出書

年　　月　　日

許可番号 □□ 第 □□□□□□ 号

沖縄県知事殿

届　出　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度建設工事入札参加資格審査申請後、下記のとおり変更があったので届出します。

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

第４号様式（第８条関係）

建設工事入札参加資格承継書

年　　月　　日

沖縄県知事　　殿

被承継者
住　　所
商号又は名称
代表者名

承 継 者
住　　所
商号又は名称
代表者名

年度沖縄県建設工事入札参加資格を別紙の理由により承継したいので、関係書類を添えて申請します。

（資格承継する業種及び等級）

等　　級	業　　種

業　　種

沖縄県指令土第　　号

申請のとおり承認します

年　　月　　日

沖縄県知事